

○環境省令第二十八号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

環境大臣 細野 豪志

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総 理 府 令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇ニミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令の一部改正）

第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・ニミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則別表の亜鉛含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中

無機顔料製造業
無機化学工業製品製造業（造業、圧縮ガス・液化ガスク。以下同じ。）
表面処理鋼材製造業
非鉄金属一次製錬・精製業
非鉄金属二次製錬・精製業
建設用・建築用金属製品製造業
（に限る。）
溶融めっき業



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は平成二十三年十二月十一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。